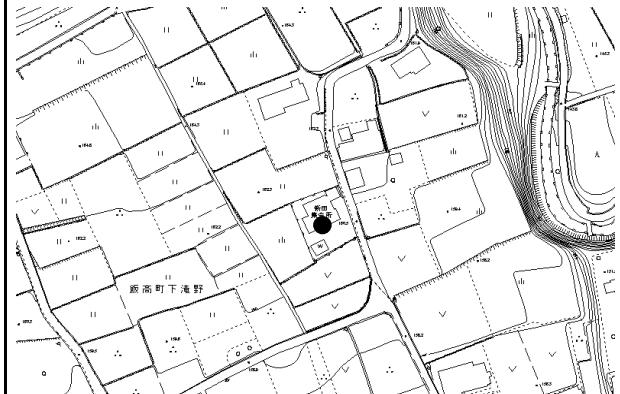


# 施設カルテ

## (1)施設の基本情報

施設番号	S01925	施設名称	新田集会所(新田集会所)					
所在地(住所)	松阪市飯高町下滝野1461番地2							
								
根拠条例	松阪市地域集会所条例			担当部署	経営企画部 地域づくり応援室			
設置年度	昭和57年度		財産区分	12 公公用財産				
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	地域自治と文化の向上、保健福祉の向上、産業振興、住民相互の融和及び生活改善を図るための施設として地域集会所を設置する。							
施設の設置目的に沿った運営状況	新田自治会(飯高町下滝野)により地域コミュニティ活動の拠点として管理運営を行っている。 (業務委託期間は、平成18年4月1日～平成35年3月31日まで)							
<b>(2)建物の概要</b>								
設置形態	単 独		用途地域等	区域外				
駐車場(収容台数)	10台							
土地	敷地面積	500m <sup>2</sup>	借受期間・賃料等	無期限・無償				
	所有者	個人・私法人						
主たる建物1	建物名称	新田集会所						
	用途	集会所	構造・階数	鉄骨(4mm超)・地上1階・地下0階				
	建築年月	昭和58年 1月31日	建物取得費(全体)	15,000,000円				
	延床面積	121.1m <sup>2</sup>	耐震診断(実施年)	不要				
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市				
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度			
対象建物								
施工内容								
費用								
リスク・高機能化対応度								

### (3)管理・運営の概要

利用時間	地域で管理運営	休所(館)日	地域で管理運営
運営形態	委託	管理・運営者名	新田自治会
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	地域コミュニティ活動の拠点として管理運営		

### (4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員 等									
非常勤職員									
(1)小計					(2)小計				
(4)合計(1)+(2)-(3)									
市民一人あたりのコスト									
財 源	補助金等収入				その他収入				
	使用料等収入				③年間収入合計				

### (5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H22	H23	H24

### (6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

### (7)その他

管理・運営上の問題点	地元の新田自治会で管理運営をしている。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	業務委託期限が平成35年3月31日となっており、その後は新田自治会へ無償譲渡する予定である。
特記事項	新田自治会に管理運営を任せており、維持管理費についても地元新田自治会が支払いをしている。

## 各棟の状況